



は じ め に

令和6年元日の能登半島地震、9月の能登半島豪雨をはじめとする自然災害により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご復興をお祈り申し上げます。

近年、全国各地でこれまでに経験したことのないような大雨が降り、大規模自然災害に繋がる危険性のある事例が相次いでいます。

令和5年9月に、気象庁気象研究所等の研究チームは、地球温暖化が進行すると、今後、線状降水帯等の極端な大雨がさらに増加する可能性が高いと分析結果をまとめており、地球温暖化の進展に伴う異常気象への備えの重要性が指摘されています。私たちが直面しているこの地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる緊急の課題です。

本市では、地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進に向け、「城陽市環境基本条例」に基づく「第2次城陽市環境基本計画」や、「城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と「城陽市エコプラン」を一体化した「城陽市地球温暖化対策実行計画」を策定し、各種施策を実施するほか、「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けて取組を進めています。

環境に関する市民参加・交流の場として設立された「城陽環境パートナーシップ会議」においても、城陽市環境フォーラムをはじめとする環境イベントを実施し、また、小学校と連携を図り、「どんぐりやまプロジェクト」を行うなど、精力的に活動を展開されています。

今後も、「自然・人・未来をはぐくむ、環境共生のまち・城陽」を目指して、本市の特徴である豊かな自然、歴史と文化等を生かした環境共生型のまちづくりを進めてまいります。

本書は、本市の環境の現状や環境保全などに向けた施策を「城陽市環境報告書」として取りまとめたものです。本市の環境行政に対する理解を深めていただく一助として、この報告書がお役に立つことができれば幸いに存じます。

令和6年(2024年) 12月

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市章



城の文字と太陽のイメージを合わせたマーク。

町制施行4周年を機に制定されました。

昭和30年(1955年)4月26日制定

〔昭和47年(1972年)5月3日市制施行に伴い町章を市章とした。〕

城陽市民憲章

かぐわしい梅の香りと清らかな水のわがふるさとを愛し、先人の^{のこ}遺した文化を^{はぐく}み、平和でかがやかしい城陽の未来を創造するために
わたくしたち城陽市民は

1. 自然を生かし 美しい緑を育てましょう
1. 教養を深め 豊かな文化をつくりましょう
1. 心身を鍛え 働く喜びを大切にしましょう
1. 隣人を愛し ふれあいの輪を広げましょう
1. 秩序を守り やすらぎのまちを築きましょう

(昭和57年11月7日制定)

環境を守り育てる市民の誓い

私たちのまち城陽は、京都と奈良の間に位置し、緑あふれる山、豊かな水、これら自然の恵みを受け、さまざまな歴史と文化を形づくってきました。

私たちは、多くの先人たちの努力により守られてきたこの貴重な財産を、より良い形で将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、今、環境の問題を正しく認識し、何をすれば良いかを考え、身近なことから行動することが大切です。

そこで、私たちは、城陽市環境基本条例に基づき、市、市民、市民団体、事業者のパートナーシップにより、みんなで力を合わせて、良好な環境を守り育てることを誓います。

平成15年10月25日

城陽環境パートナーシップ会議